

料金預託済みと見なし対応

適正処理の着手にめど

促進センター

番号不明の被災車両

自動車リサイクル促進センターは、東日本大震災に被災し番号が不明となった車両に関する処理スキームをまとめ、関係する自治体等に連絡した。16日から運用を始めている。被災自動車を撤去、回収し、自動車リサイクル法の処理に着手するまでの態勢が固まった。被災自動車の汚泥処理やエアバッグの処理などに関しては「関係者間で調整中」（経済産業省自動車リサイクル室）としている。

き渡し、リサイクル行程を進める際に管理する自治体が再度預託金を支払うなどの対応が必要になる。

現行法を忠実に実行すると、被災自治体の金銭的負担が増し、処理時間も遅延することが増える。経済・環境両省は4月27日付で再度預託する必要がないことを関係自治体の自動車リサイクル法関連部署に到達、自動車リサイ

クル促進センターに対しては処理体制を整備することを求めていた。

基本的に自動車リサイクル料金の預託状況は99・5%と

分して台数を数え、届出書を作成し、自動車リサイクル促進センターに書類をメールで送信する。

可能になる日付（基本的に作成日の翌日で設定）が記載されたセンターによる運用されている。

③促進センターからは、2営業日程度で「車体番号設定完了通知書」が書類発送した自治体に送られる。これにより番号不明被災自動車に自動車リサイクルシステムに乗せ、適正処理を進める。自動車リサイクルシステムで処理するための、臨時の車体番号が与えられることになる。

なお番号不明被災自動車の預託金に関して、特定再資源化預託金を充て、処理を進めることになっている。

それによりますと、①自治体は引取業者に引き渡す前に車体番号・ナンバープレート情報が判別できるものとできないものに区分、②判別できないものは通常通り、判別できない番号不明被災自動車は「乗用車等」と「バス」に区

東日本大震災の被災自動車は、船舶などとともに災害廃棄物の扱いになり、市町村が撤去する場合の処理費は国庫補助の対象となっていない。預託金の取り扱いに関する措置で、自動車リサイクルシステムの入り口までのスキームが固まった。

東日本大震災の被災自動車 知らない車両が多数発生している。原形をとどめず、車体番号や登録番号・届出番号の不明は、引取業者は車体番号でリナンバープレート情報が判別で

確認ができず、引取業者に引

連部署に到達、自動車リサイ

「乗用車等」と「バス」に区

で電子マネーの処理が

が固まった。

2011.5.19
日刊自動車新聞